

(船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正)

第三十二条 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和四十八年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の表各号の認定、承認若しくは認可又は前項の認定の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

(船舶等型式承認規則の一部改正)

第三十三条 船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第六項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前各項の型式承認、第八条の承認、検定、交付又は再交付の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

(船舶料理士に関する省令の一部改正)

第三十四条 船舶料理士に関する省令(昭和五十年運輸省令第七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の交付、再交付又は試験の受験の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

(油濁損害賠償保障法施行規則の一部改正)

第三十五条 油濁損害賠償保障法施行規則(昭和五十一年運輸省令第三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

(船舶のトン数の測度に関する法律施行規則の一部改正)

第三十六条 船舶のトン数の測度に関する法律施行規則(昭和五十六年運輸省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十条の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

(海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則の一部改正)

第三十七条 海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第六項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前各項の検査又は交付、再交付若しくは書換えの申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正)

第三十八条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和五十八年運輸省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の表各号の認定、承認若しくは認可又は前項の認定の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

(海洋汚染防止設備等型式承認規則の一部改正)

第三十九条 海洋汚染防止設備等型式承認規則(昭和五十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第五項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前各項の型式承認、第八条第一項の承認、検定又は交付若しくは再交付の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

(鉄道施設等検査規則の一部改正)

第四十条 鉄道施設等検査規則(昭和六十二年運輸省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十条第一項、法第十一条第一項、法第十二条第三項(法第三十八条において準用する場合を含む)又は法第三十四条の第二項の検査の申請をする場合(別表において「電子申請の場合」という)において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

別表第一号イ(1)中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査を申請する場合(以下「電子申請の場合」という)を「電子申請の場合」に改める。

(地域伝統芸能等通訳案内業認定規則の一部改正)

第四十一条 地域伝統芸能等通訳案内業認定規則(平成四年運輸省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第五条第一項の認定又は同条第七項の規定により読み替えて適用する通訳案内業法第九条の規定による認定証の再交付若しくは書換えの申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

(船舶構造規則の一部改正)

第四十二条 船舶構造規則(平成十年運輸省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第六条第一項の試験の受験又は前条第一項の書換え若しくは同条第二項の再交付の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。